事 務 連 絡 令和4年7月4日

公益社団法人 神奈川県病院協会長 殿

関東信越厚生局神奈川事務所長

令和4年度 施設基準等の届出状況等の報告について

平素から社会保険医療行政の適正かつ円滑な運営につきまして、格別のご協力を賜り 厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課長通知に基づき、令和4年7月1日現在において、施設基準等の届出を行っている保険医療機関開設者に対して、下記のとおり届出状況等の報告を依頼いたします。

記

- 2. 提出先 関東信越厚生局神奈川事務所
- 3. 報告関係等
 - (1) 定例報告(別添1-2、別添2-2)
 - (2) 別紙報告(各様式)
 - (3) その他報告(各様式)
- 4. 対象医療機関 病院 336件

各保険医療機関 開設者 様

関東信越厚生局

医科にかかる施設基準の届出の確認及び 施設基準等の報告用紙の提出について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課長通知により、施設基準の届出を行った保険医療機関は、 毎年7月1日現在で届出書の記載事項について地方厚生(支)局長へ報告を行うこととさ れています。

つきましては、下記「1」「2」の内容につき、各報告用紙を当局ホームページからダウンロード(別紙の※1をご参照ください。)により作成いただき、提出願います。

記

1. 「施設基準の届出の確認について(報告)」の作成等について

- (1) 施設基準の要件の確認
 - ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴 院で確認してください。
 - ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、関東信越厚生局のホームページをご参照ください。(別紙の※2をご参照ください。)
- (2) 施設基準の要件を確認した結果
 - ① すべて要件を満たしている場合は、別添1-2「施設基準の届出の確認について」 の「ア」に○をして、神奈川事務所に提出してください。
 - ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添1-2「施設基準の届出の確認について」の「イ」に○をして、「要件を満たしていない施設基準名」欄に、当該施設基準名を記載のうえ、施設基準の「辞退届」(別紙の※3をご参照ください。)と併せて神奈川事務所に提出してください。
 - ③ 提出方法 報告用紙に記載いただき、郵便でお送りいただくようお願いいたします。
 - ④ 提出期限令和4年7月29日(金)
 - ⑤ 提出先及び問い合せ先 神奈川事務所(別紙の提出先・問い合せ先をご参照ください。)

※ 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、 要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、<u>要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できません</u>ので、ご留意ください。

(届出が不要となっている施設基準)

- ・夜間・早朝等加算
- · 明細書発行体制等加算
- ・臨床研修病院入院診療加算
- · 妊產婦緊急搬送入院加算
- · 重症皮膚潰瘍管理加算
- ・強度行動障害入院医療管理加算
- ・がん拠点病院加算
- ·高度難聴指導管理料
- 連携強化診療情報提供料
- ·小児科外来診療料
- ・小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・夜間休日救急搬送医学管理料

- ・がん治療連携管理料
- ·遠隔連携指導料
- ·認知症専門診断管理料
- ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- ・遠隔連携遺伝カウンセリング
- 経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5 及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通 則4を含む。)に掲げる手術
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医 学総合管理料の注8に規定する基準

2. 報告用紙の作成等について

- (1) 報告用紙「別紙様式 1-1①、1-1②、1-3」及び「別紙様式 4-1」は、必ず提出してください。それ以外の報告用紙については、該当するものについて提出願います。
- (2) それぞれの報告用紙の記載にあたっては、各報告用紙の[記載上の注意]を参考にしてください。
- (3) 提出の際は、報告用紙「令和4年度 施設基準実施状況報告書」も記載のうえ、併せて提出してください。
- (4) 報告用紙の提出期限、提出先及び問い合せ先は前記「1」と同様です。
- ※ 報告用紙等の内容を訂正する場合は、<u>二重線で削除し、訂正印や捨印は必要ありませ</u>ん。また、いずれの提出書類にも印鑑を押す必要はありません。